

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○平成29年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	1
公告	
○平成29年度クリーニング師試験の実施（食品・衛生課）	1
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	2
○開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4
入札公告	
○一般競争入札（高知県警察 I P R 形警察移動無線通信システム無線機の購入）の公告（警察本部装備施設課）	5

告 示

高知県告示第458号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成29年8月及び9月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成29年6月9日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成29年6月10日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第459号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
訪問看護ステーション 南国市明見字鳥啄三883番5 平28・10・17

岡村歯科医院 四万十市古津賀一丁目146番地 〃 11・1

高知県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
岡村歯科医院 四万十市古津賀一丁目146番地 平28・10・31
あすなろ薬局 土佐市高岡町甲2043-4 平29・3・31

高知県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に

おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 施行者の名称
南国市
- 都市計画事業の種類及び名称
昭和57年9月高知県告示第566号高知広域都市計画下水道事業（南国市公共下水道）
- 事業施行期間
昭和57年9月17日から平成33年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成27年4月高知県告示第208号の事業地に南国市明見字竹ヶ後を加える。
 - 使用の部分
変更なし

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成29年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
平成29年9月7日（木）午前9時から
- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号 一般財団法人高知県教育会館 高知城ホール
- 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
 - 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験願書及び添付書類
 - 受験願書（県所定の様式によること。）
 - 履歴書（最終学歴を明記すること。）
 - 受験資格を証明する書類又はその写し
 - 写真（手札型（縦7センチメートル・横6センチメートル程度）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、当該受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し)

5 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課並びに高知市保健所

6 受験願書の受付期間
平成29年7月25日(火)から同年8月8日(火)まで。ただし、郵送による場合は、平成29年8月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所(当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあつては、高知市保健所)
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 試験科目
(1) 衛生法規に関する知識
(2) 公衆衛生に関する知識
(3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
9 試験手数料
7,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があつた。
平成29年6月2日

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	松岡 征	南国市稲生2749番地
〃	傍士 瑞穂	〃 〃 2449番地の1
〃	前田 汎章	〃 〃 1895番1地
〃	馬詰 太	〃 〃 113番地の1
〃	橋詰 昌明	〃 〃 275番地の5
〃	福重 明男	〃 〃 882番地
〃	戸梶 幸長	〃 〃 3037番地
〃	松岡 義仁	〃 〃 2197番地
〃	井上 文夫	〃 〃 2027番地の4
〃	久万 薫	〃 〃 602番地

〃	橋本 淑	〃 〃 572番地
〃	福重 俊一	〃 〃 755番地2
〃	福重 泰男	〃 〃 687番地1
〃	濱田兵志朗	〃 〃 1882番地
監事	松岡 清	〃 〃 2193番地
〃	中澤 清明	〃 〃 1931番地
(就任)		
理事	松岡 正利	南国市稲生3090番地の2
〃	傍士 瑞穂	〃 〃 2449番地の1
〃	前田 汎章	〃 〃 1895番1地
〃	馬詰 太	〃 〃 113番地の1
〃	橋詰 昌明	〃 〃 275番地の5
〃	福重 明男	〃 〃 882番地
〃	戸梶 幸長	〃 〃 3037番地
〃	松岡美津恵	〃 〃 2192番地
〃	井上 文夫	〃 〃 2027番地の4
〃	久万 薫	〃 〃 602番地
〃	井上 幹夫	〃 〃 522番地の6
〃	浜田 孝彦	〃 〃 744番地
〃	前田 康雄	〃 〃 638番地の2
〃	濱田兵志朗	〃 〃 1882番地
監事	松岡 清	〃 〃 2193番地
〃	中澤 清明	〃 〃 1931番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四万十町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
窪川都市計画下水道(四万十町公共下水道)
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十町役場

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成29年6月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成29年3月6日 28高都計第770号	南国市久礼田字前嶋 528番1、529番1、 530番1	南国市久礼田1308 番地の5 高橋 良周
-------------------------	------------------------------------	-----------------------------

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成29年6月2日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
 - 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
 - 実施期日
ア 新規取得講習
平成29年9月5日(火)から同月13日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
イ 追加取得講習
平成29年9月11日(月)から同月13日までの3日間
 - 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人
 - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
 - 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす

る。

ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成29年8月7日(月)及び8日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成29年8月9日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成28年8月14日(月)から同月16日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面

1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成29年6月2日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成29年9月5日(火)午前9時

(2) 検定の実施場所

徳島市山城町東浜傍1番地

アスティとくしま

3 検定の実施予定人員

10人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

<p>ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 平成29年7月31日（月）から同年8月4日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 (4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 (5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法</p>	<p>検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。） オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県公安委員会告示第11号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。 平成29年6月2日 高知県公安委員会委員長 織田 英正</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査 (2) 審査の実施日及び開始時間 平成29年8月24日（木）午前9時30分 (3) 審査の実施場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員 10人</p> <p>3 審査の対象者</p>	<p>検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p> <p>4 審査の方法 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。 エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。 (1) 審査の申請の受付期間 平成29年7月31日（月）から同年8月4日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 審査申請書等の提出先 ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署 イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署 (3) 提出書類等 ア 審査申請書 1通 イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、</p>
---	--	---

- 上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 審査申請書等の提出方法
- 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。
- なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法
- 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。
- なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。
- 7 審査の実施に関し必要な事項
- 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
- 8 審査の実施に関する問い合わせ先
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年6月2日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量
- 高知県警察 I P R 形警察移動無線通信システム無線機 一式
- (2) 購入物品の特質等
- 入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限
- 移動無線機については平成30年2月9日、携帯無線機及びオートバイ無線機については同月28日
- (4) 購入物品の納入場所
- 高知県警察本部
- (5) 入札方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

- すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書に示した購入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部装備施設課装備係
電話番号088-826-0110（内線2277）
- (2) 入札説明書の交付方法
- 平成29年6月2日（金）から7月11日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
- 平成29年7月26日（水）午後1時
- 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年7月25日（火）午後4時までに(1)の交付場所に必着する

- こと。
- イ 場所
- 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した購入物品の機能等証明書及び購入物品を納入することができることを証明する書類を平成29年7月11日午後4時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない（当該書類等の審査により、入札の対象とすることができるかどうかについては、同月18日（火）までに連絡する。）。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 最低制限価格の設定の有無
- 無
- (5) 入札の無効
- この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法等
- 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (7) 手続における交渉の有無
- 無
- (8) 契約書作成の要否
- 要
- (9) 資格審査に関する事項
- 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年6月15日（木）午後4時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る

入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Equipment for the Integrated Police Radio Internet Protocol Mobile Communication System 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Tuesday 11 July 2017

(3) Date and time for tender (by hand): 1:00 P.M. on Wednesday 26 July 2017

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 25 July 2017

(5) Contact: Equipments and Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2277)

(6) Others: As in the tender documentation